

# 公 告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 16 条の規定により公告する。

なお、本件は、広島県物品等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、電子入札システムを利用して参加する場合は、入札に関する手続については、広島県物品等電子入札システム利用者規約（以下「電子入札システム利用者規約」という。）に従って行わなければなりません。

令和 6 年 2 月 13 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
入札説明書及び仕様書による
- (2) 調達物品の特質等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限  
令和 6 年 4 月 1 日
- (4) 納入場所  
広島市中区基町 10 番 52 号  
広島県総務局経営企画チーム（広島県庁本館 3 階）
- (5) 入札方法  
総価で入札に付する。
- (6) 入札書の記載方法等  
消費税及び地方消費税を含めた金額を入札金額とする。（1 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）  
書面により入札書を提出する場合は、入札金額の右側に消費税及び地方消費税込みと括弧書きすること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和 3 年広島県告示第 670 号（令和 4 年から令和 6 年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「55A 情報提供サービス」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

## 3 入札手続等

- (1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法
  - ア 交付場所  
〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号  
広島県総務局経営企画チーム（広島県庁本館 3 階）  
電話（082）513-2392（ダイヤルイン）
  - イ 交付期間  
令和 6 年 2 月 13 日（火）から令和 6 年 2 月 21 日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。
  - ウ 入手方法  
上記アの場所で直接受け取る、又は広島県ホームページからダウンロードすること。
- (2) 入札参加資格の確認
  - ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書に、誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書

等」という。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。  
確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出期限

令和6年2月21日(水) 午後5時

ウ 提出方法

電子入札システムを使用して提出すること。

書面により提出する場合は、上記(1)アの場所に持参、郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)又は電子メールにより提出すること。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記イの期限までに必着することとする。

エ 入札参加資格の確認結果の通知

令和6年2月26日(月)までに通知する。

(3) 入札書の提出先及び期間

ア 提出先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号  
広島県会計管理部総務事務課(広島県庁舎南館1階)  
電話(082)513-2141(ダイヤルイン)

イ 提出期間

電子入札システムによる入札期間は令和6年3月4日午前9時から令和6年3月12日午後4時30分までとする。

書面により入札書を提出する場合は、開札日時に開札場所において持参により提出すること。電報、郵送等による提出は認めない。

(4) 開札日時及び場所

ア 日時

令和6年3月13日(水) 午後1時30分

イ 場所

広島市中区基町10番52号  
広島県庁舎本館地下1階入札室

4 落札者の決定方法

- (1) 広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、電子入札システムの電子くじによるくじ引きを行い、落札者を決定する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) その他

入札説明書による。

(7) 入札の延期及び中止

本件調達に係る歳入歳出予算が入札日までに議決されなかった場合又は減額若しくは削除があった場合は、当該入札を延期又は中止する。

6 問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県総務局経営企画チーム（広島県庁本館 3 階）

電話（082）513 - 2392(ダイヤルイン) ファクシミリ（050）3156 - 3479

メールアドレス soukeiei@pref.hiroshima.lg.jp